

平成25年度

二国間オフセット・クレジット制度（JCM/BOCM）を
利用したプロジェクト設備補助事業
公募要領（二次募集）

平成25年6月

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
市場メカニズム室

（運営委託業務受託者：公益財団法人 地球環境センター（GEC））

目次

1. 事業目的	1
2. 事業内容	2
(1)事業概要	2
(2)補助対象事業	3
(3)予算総額	3
(4)補助対象者の要件	3
(5)補助対象経費	3
(6)補助金の交付額	4
(7)設備整備の実施期間	4
3. 補助金の交付方法等について	4
(1)補助事業者の選定方法	4
(2)審査方法	4
(3)審査項目	4
(4)審査結果の通知	5
(5)交付申請	5
(6)交付決定	5
(7)事業の開始について	5
(8)補助事業の計画変更について	5
(9)実績報告及び書類審査等	6
(10)補助金の支払い	6
(11)取得財産の管理等	6
(12)補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等	6
(13)交付決定の取消し等	6
(14)不正に対する交付決定の取消、罰則の適用	6
(15)補助事業の予定スケジュール	7
4. 公募案内	7
(1)応募方法	7
(2)受付期間	7
(3)応募に必要な提出物及び提出部数	8
(4)提出先(本件窓口)	8
(5)公募説明会	9

5. 留意事項等	9
(1)公表	9
(2)経理	9
(3)その他	9
別表 経費費目の細分について	10
【参考資料1】補助事業における利益等排除について	12
別紙 暴力団排除に関する誓約事項	13

1. 事業目的

我が国は、日本の先進的な低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する新たな市場メカニズムとして二国間オフセット・クレジット制度（Joint Crediting Mechanism/Bilateral Offset Credit Mechanism: JCM/BOCM）¹の導入を提案しています。2010年以降、インドやベトナム等との間で発出した首脳による共同声明をはじめとして、開発途上国各国と協力のための議論を行い、2013年1月8日には、モンゴルとの間で二国間オフセット・クレジット制度に関する二国間文書に署名しました²。また、2013年3月19日には、バングラデシュとの間³で、2013年5月27日にはエチオピアとの間⁴で、2013年6月12日にはケニアとの間⁵でも二国間オフセット・クレジット制度に関する二国間文書に署名しました。加えて、他のアジア諸国についても、様々な場を活用して、協議を行っています。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）を中心とした気候変動に関する国際交渉においては、CDM等既存の京都メカニズムについての議論のほか、新たな市場メカニズムについての議論も進展しています。カタール・ドーハにおけるCOP18においては、クリーン開発メカニズム（CDM）について、我が国も含めた京都議定書第二約束期間に参加しない国もCDMプロジェクトに参加して2013年以降のCDMクレジット（CER）を原始取得すること（クレジット発行後に自国の登録簿に転送すること）が可能であることが確認されました。ただし、第二約束期間における共同実施や国際排出量取引に参加してクレジットの国際的な獲得・移転を行うことは、第二約束期間に参加する国のみに認められることとなりました（なお、第一約束期間の調整期間中（2013年から2015年後半以降まで）の我が国の国際排出量取引への参加は引き続き可能です）。我が国が提案しているJCM/BOCMを含む様々なアプローチについては、実施のための「枠組み」について作業計画を実行していくことが決定され、「枠組み」の機能や役割、国際的なクレジットの移動に関してダブルカウントを防止する方法等を検討していくこととなりました。また、カンクン合意に基づき先進国が今後2年おきに提出する隔年報告書に関して、JCM/BOCMなど市場メカニズムの活用に関する報告事項を含む共通報告様式についても合意されました。

このような、国際制度の新規構築に関する議論が進められるにあたり、より具体的な形で、既存の市場メカニズムの課題を克服し開発途上国における新たな排出削減と低炭素社会構築の実現を支援し、同時に我が国の温室効果ガス排出削減の中期目標を達成する取組の方法・手続きを示すことが急務となっています。

以上の背景を踏まえ、環境省では、「平成25年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）」により、「二国間オフセット・クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業」を行います。

この補助事業は、二国間オフセット・クレジット制度（JCM/BOCM）の活用を前提として開発途上国において我が国企業が有する技術等を活用してエネルギー起源CO₂の排出削減事業を行うものです。

本事業を通じて得られる効果の測定・報告・検証（MRV）方策、削減量の記録・活用方法等の知見を蓄積していくことにより、制度の充実を図るものとします。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

¹ 二国間オフセット・クレジット制度に関する詳細情報については、環境省ウェブサイトの「二国間オフセット・クレジット制度」のページ（<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/bilateral.html>）をご参照ください。

² <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16174> 参照。

³ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16460> 参照。

⁴ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16692> 参照。

⁵ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16759> 参照。

なお、補助事業として選定された場合には、

- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱(以下「交付要綱」という。)
- ・ 二国間オフセット・クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業実施要領(以下「実施要領」という。)

に従って手続等を行っていただくことになります。

交付要綱及び実施要領は、環境省ウェブサイトに掲載しておりますので、必ずご一読ください。

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/subsidy/h25_p.html

2. 事業内容

(1) 事業概要

JCM/BOCM に関して先行して政府間協議が進む開発途上国において、我が国企業が有する技術等を活用して温室効果ガス(GHG)排出削減事業を実施し、GHG 排出削減効果の測定・報告・検証(MRV)を行っていただきます。その MRV された排出削減量を、JCM/BOCM により我が国の排出削減量として記録することを前提として、事業者(国際コンソーシアム(日本法人と外国法人により構成され、事業実施を効率的に推進する組織))に対し初期投資費用の 1/2 を上限として設備補助を行います。

- プロジェクト対象国と日本国との間で正式に二国間オフセット・クレジット制度が開始された際には、同制度に当該プロジェクトを登録申請していただきます。
- 当該プロジェクトの二国間オフセット・クレジット制度への登録のためには、同制度の下での合同委員会で承認された JCM/BOCM 方法論を適用する必要があります。したがって、補助申請者には、当該補助事業に適用可能な JCM/BOCM 方法論開発を行う者(当該補助事業運営委託業務受託者(公益財団法人地球環境センター(GEC))が環境省の指示に基づいて別途契約する)に、当該方法論開発に必要な情報提供等の協力をしていただきます。
- 補助申請者には、導入した設備の効果(GHG 排出削減効果)による MRV を実施して、平成 32 年度までの毎年度、環境省に報告をしていただきます。
- 事業により生じた排出削減量の一部又は全量を、日本国との削減として記録していただきます。
- 当該補助の申請は、国際コンソーシアムの構成員が共同で行っていただきます。

注 1) 国際コンソーシアムでの申請に当たっては、その構成員の内の日本法人が代表事業者となり、補助事業に係る経理その他の事務について一元窓口となることが必要です。代表事業者以外の構成員は共同事業者となります。

注 2) 国際コンソーシアムの構成員となる日本法人は、以下に掲げる者に限ります。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 法律により直接設立された法人
- オ その他環境大臣が適当と認める者

- 当該プロジェクトの二国間オフセット・クレジット制度への登録に必要となる妥当性審査、及び GHG 排出削減効果の検証については、必要に応じて当該補助事業運営委託業務受託者(GEC)と協議

の上で実施していただきます。妥当性審査及び検証の実施については、それらを実施する第三者機関は原則として GEC が指定し、費用についても負担します。

(2) 補助対象事業

以下の(a)～(c)の要件を満たす、エネルギー起源 CO₂ 排出削減事業を実施できる設備(以下「補助対象設備」という。)の整備

- (a) 二国間オフセット・クレジット制度の導入が見込まれる開発途上国においてエネルギー起源 CO₂ 排出削減を行うとともに、同制度を通じて日本の削減目標達成に貢献する事業であること。
- (b) 事業の実施が事業実施国の環境・社会への悪影響を及ぼさないものであること。
- (c) 事業の成果として GHG の削減量を定量的に算定・検証できるものであること。

なお、二国間オフセット・クレジット制度について、既に二国間文書に署名した国又は以下の国(2013年6月17日現在)を優先とする。

- ① 既に二国間文書に署名した国:モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア
(※ その後、署名された場合、それらの国も含める)
- ② 同制度に関連した共同声明等がある国(インドネシア、ベトナム等)

(3) 予算総額

12 億円(エネルギー対策特別会計)

※一次公募での採択分が差し引かれる。

(4) 補助対象者の要件

- ① 申請する国際コンソーシアムの代表事業者であること。
 - 注 1) 交付申請は、日本法人と外国法人の共同申請とし、日本法人を代表事業者とする。
 - 注 2) 代表事業者は、一定の活動実績を有する日本法人であって、補助事業に係る経理その他の事務について一元的窓口となる。
- ② 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ③ 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- ④ 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤ 別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(5) 補助対象経費

補助対象設備の整備に係る以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各費目の詳細な説明については、別表を参照ください。

- (ア) 本工事費
- (イ) 付帯工事費
- (ウ) 機械器具費
- (エ) 測量及試験費
- (オ) 事務費

(力) その他必要な経費で環境大臣が承認した経費

＜補助対象外経費＞

以下の費用は補助対象外となります。

- ・ 既存設備の撤去費（撤去費に係る諸経費も含む）
- ・ 数年で定期的に更新する消耗品
- ・ 既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ・ 少量排出源になるような機器（非常用発電機等）
- ・ CO₂ 排出削減に寄与しない周辺機器
- ・ 予備品

(6) 補助金の交付額

(5) の補助対象経費の総額の 1/2 を上限とします。

なお、実際の補助金額は交付要綱第 17 条第 1 項の交付額確定通知書によって、交付すべき補助金額として確定されます。

(7) 設備整備の実施期間

交付決定日から平成 26 年 2 月 28 日までとします。

3. 補助金の交付方法等について

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、選定します。応募者より提出された書類等をもとに、環境省の委託を受けた当該補助事業運営委託業務受託者（公益財団法人地球環境センター（GEC））による事前審査（GEC の下に設置される「設備補助事業支援委員会」による審議を含む）を行った上で、環境省にて本審査を行い補助事業者を選定し、予算の範囲内において採択案件を決定（内示）します。内示の時期は、8 月上旬を目指とします。

(2) 審査方法

審査（事前審査を含む）は、提出書類に基づく書面審査及びヒアリング審査を行います。必要に応じて追加資料の提出等を求めることがあります。

ヒアリング審査の日時は、7 月 16 日（火）～19 日（金）の期間を予定しており、決定次第応募者に連絡します。

(3) 審査項目

提出された提案書の内容及びヒアリング内容について主に以下の項目について審査（事前審査を含む）を行い、補助金の交付が適当と認められる事業について選定を行います。

- ① 補助事業の内容が、交付要綱及び実施要領の要件を満たしているか。
- ② 確実かつ効果的な温室効果ガスの削減効果が期待できるか。

- ③ 環境改善効果が確実かつ合理的であるか。
- ④ ホスト国等において当該技術の普及が期待できるか。
- ⑤ 補助事業に要する経費の算定が適切であるか。

(4) 審査結果の通知

採択の場合は選定通知書を応募者に送付します。

(5) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を、GECを通じて環境省に提出していただきます。なお、交付申請書の記載内容については、GECにおいて事前確認を行い、必要に応じて修正及び再提出等を求めることがございます。

（申請手続等は別途定める交付要綱をご参照ください。

（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/subsidy/h25_p.html））

(6) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

なお、環境省における交付申請書の内容の審査には約2週間かかります。下記(7)の事業の開始は交付決定を受けた後となりますので、交付申請書の提出から交付決定までには時間を要することについて、ご留意ください。

(7) 事業の開始について

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に初めて補助事業の開始が可能となります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

- ・ 契約日・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中（出納整理期間を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

(8) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、下記のいずれかに当たる場合は、計画変更承認申請書をGECを通じて環境省に提出する必要があります。

- ・ 別表の第2欄の費目の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、区分ごとの配分額の15%以内の流用増減を除く。
- ・ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

(9) 実績報告及び書類審査等

補助事業が完了(補助対象設備の検収が完了したことを指す)したときは、事業終了後30日以内又は平成26年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書をGEC宛に提出していただきます。

GECは補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合するかどうかを確認します。GECが適合すると確認した後、GECから実績報告書をその確認結果(書類審査・現地検査等の結果)とともに送付し、環境省においてその内容が適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

(10) 補助金の支払い

環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、環境省から補助金を支払います。

(11) 取得財産の管理等

補助事業の実施により取得した財産(取得財産等)については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(12) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等

補助事業者は、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降5年度を経過するまでの間において、合併・統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なく環境省に報告する必要があります。

(13) 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することがあります。この場合、交付した補助金の一部又は全部について、加算金を含め環境省に返還しなくてはなりません。

- 一 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令その他の法令若しくはこれに基づく大臣の处分若しくは指示又は交付要綱に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(14) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用

申請内容の虚偽、補助金の重複受給、その他法令等に違反したことが判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われる可能性があります。

(15) 補助事業の予定スケジュール

日 稲	内 容	
7月10日（水）	応募〆切	
7月16～19日	ヒアリング審査実施	GECによる事前審査(書面審査を含む)を実施
7月下旬	支援委員会開催 採択決定(交付の内示)	環境省での本審査に基づく
8月上旬	交付申請書の提出	交付申請書提出に係る説明会を開催する場合があります
8月中旬	交付決定 補助事業の開始	環境省での交付審査に基づく
8月下旬	補助金執行に係る事務処理説明会 ヘルプデスク開設	
12月上旬	中間進捗報告書の提出	
12月中旬～ 1月中旬	GECによる現地進捗状況確認調査	補助事業者と調整の上、実施(補助事業者の同行要)
2月		工事完了現地確認調査の日程調整
2月28日	補助事業の工期完了 実績報告書の提出	
3月	GECによる工事完了現地確認調査、 GECによる補助金額確定検査	現地確認調査には補助事業者の同行要
4月	補助金支払	環境省での検査に基づく

4. 公募案内**(1) 応募方法**

事業の応募に必要な書類と電子媒体を公募期間内に GEC に持参または郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)により提出していただきます。ファックス及び電子メール(インターネット)での提出は認めません。

提出物は封書に入れ、宛名面に「JCM/BOCM プロジェクト設備補助事業応募書類」と赤字で明記してください。

また、応募書類の送付時に本件窓口までその旨電子メールで連絡してください。(電子メールの件名は「H25 JCM/BOCM 設備補助事業応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入すること。)応募書類受付後、そのメールに返信します。

(2) 受付期間

平成25年6月21日（金）～平成25年7月10日（水）15時必着

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方(環境省及びGEC)の事情に起因しないものについては、受理しません。

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

応募者は、以下の書類を提出期間中に提出してください。(原則として再生紙に両面印刷としてください。)

原則として、一度提出された書類の変更は受け付けません。(審査により選定された補助事業者は、後日、補助事業実施に関わる申請書類を提出していただきます。)

提案書類は案件の選定のみに用います。また、一度ご提出いただいた書類の返却はいたしません。

- ① 応募提案書(応募様式①)
- ② 事業実施計画書(応募提案書別紙1(応募様式②))
- ③ JCM/BOCMプロジェクト概要(応募提案書別紙2(応募様式③))
- ④ 経費内訳(応募提案書別紙3(応募様式④))
- ⑤ JCM/BOCMプロジェクト英文概要(応募様式⑤)
- ⑥ 導入する設備・技術に関する説明資料(様式任意)
- ⑦ 申請予定者(共同申請予定者含む)の組織概要・事業実績に関する資料(事業概要、資本金及び資本構成、直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書など)
- ⑧ 代表事業者届出書(交付申請書以降の手続きを代表者が行う事について、共同事業者全員の合意があることを確認できる資料を添付すること。ただし、応募時に調整中の場合は調整状況を説明する資料を提出すること。)
- ⑨ 積算根拠資料
- ⑩ その他資料(様式任意)
- ⑪ 提出書類チェックリスト(確認欄にチェックを入れること。)

- ・ 上記書類について、正本1部・副本2部を提出してください。(ファイリングは不要です。)
- ・ 上記書類のデータを保存したCD-Rを1部提出してください。CD-Rのラベル面には提出事業者名・事業実施国名・事業名を必ず記載してください。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途問い合わせさせていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

(4) 提出先(本件窓口)

〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園2番110号
 公益財団法人 地球環境センター(GEC)
 事業部 気候変動対策課 JCM/BOCM設備補助係
 担当:菅、元田、草木
 TEL: 06-6915-4122
 Email: jcm-sbsd@gec.jp

(5) 公募説明会

二次募集にあたっては、公募説明会は開催いたしません。

なお、本公募に関するご質問等がある場合は、上記(4)本件窓口宛に電子メールでお問い合わせください。

5. 留意事項等

(1) 公表

採択事業については、環境省及び GEC のウェブサイトにおいて、事業名、事業者名及び事業概要等を公表する場合があります。また、併せて記者発表を行う場合があります。

ただし、当該事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、原則公表しません。

(2) 経理

補助金の経費については、収支簿を備え、他の経費と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備する必要があります。

これらの帳簿及びその他の証拠書類は、補助事業完了後 5 年間保管する必要があります。

(3) その他

上記のほか、必要な事項は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)及びその施行令(昭和 30 年政令第 255 号)の規定によるほか、交付要綱及び実施要領によります。

別表 経費費目の細分について

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		労務費	<p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費) 共通仮設費	<p>次の費用をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。												
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。												
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。												
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については交付要綱別表3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td style="text-align: center;">6.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td style="text-align: center;">5.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td style="text-align: center;">4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

【参考資料1】

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

①補助事業者自身

②100%同一の資本に属するグループ企業

③補助事業者の関係会社（上記②を除く）

2. 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社（上記②を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方は不利益を被ることとなつても異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。